

ひとこと言わせて！

友人との会話で話題になったこと

10月に各地区で市民運動会が開かれたものと思いますが、市民運動会で配られる景品について、他県からきた友人が「子どもも参加しているのに、子どもがもらってうれいような景品が少ないね。愛知県のことかこの地域では、少額の商品券を景品で配りその地区の商店のみ使え、地域の活性化にもなり、子どももおこづかいとして使用できるので、楽しみがある」と話していました。地域の活性化につながるおもしろい方法だと思いました。

(下米田町・Yさん)

浄化槽について

来年（平成15年）あたりに中蜂屋の土地に家を建てたいと計画しています。

下水道は17年度に完成するようだと、伺っているのですが、下水処理の次の質問に対して、教えていただきたいのですが、

①新築の場合、合併浄化槽と単独処理浄化槽がありますが、合併浄化槽でなければいけませんか。

②中蜂屋は合併浄化槽の補助金対象にはなりませんか。

③下水道が使用できるようになったとき、切り替えは必須ですか。2〜3年で浄化槽が無駄になってしまいますが、（下水道があるにもかかわらず、切り替えていないところが見受けられますが。）お忙しいと存じますが、ご回答、よろしく、お願い申し上げます。

(太田町・Hさん)

市では、全市下水道化構想（個別合併処理浄化槽を含みます。）に基づきまして、し尿及び生活排水（雨水は除きます。）を下水道（農業集落排水事業を含む。）もしくは個人設置による合併処理浄化槽の2つの方法により処理を推進しています。それは、3つの質問について答えさせていただきます。

①単独浄化槽と合併浄化槽

浄化槽法の改正によりまして、昨年4月から単独浄化槽の設置が禁止され、現在は浄化槽を設置していた場合、合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。次の②の質問でもお答えさせていただきますが、

Opinion

みなさんからの意見

このページはみなさんからのご意見などを紹介しています。またこのページをご覧になったの感想など、あなたの意見をお待ちしております。

現在、計画されている土地が、下水道計画の対象となっておらず、合併処理浄化槽の整備区域となっていれば、合併処理浄化槽を設置していただくこととなります。

②合併処理浄化槽の補助金対象地域なのか

中蜂屋地区は、下水道による整備区域と合併処理浄化槽による整備区域に分かれますので、①の回答にもあるように、仮に計画の土地が下水道整備区域になっていなければ、当然補助金の対象となります。

その場合、市では今年4月より、合併処理浄化槽の補助金対象区域は、高度処理型という合併処理浄化槽の設置を奨励しており、補助金に加え奨励金制度を新設し、設置者の人々の負担軽減とより良い水質の確保を図っています。

大変お手数とは存じますが、まず計画の土地が下水道の整備区域なのかどうかを下水道課の窓口で確かめていただきたいと思います。

③浄化槽から下水道への切替え

②でも回答をさせていただきましたように、仮に合併処理浄化槽での整備区域であれば、将来にわたっても合併処理浄化槽を使用していたことができますが、下水道の整備区域ということになりますと、下水道管が整備され、使用開始となった場合には、

現行の法律（下水道法）では3年以内に下水道へ切替えていただくこととなります。

お尋ねの土地が下水道区域内である場合、お尋ねの計画の土地がいつから使用開始できるのかの明確なお答えが現在ではできない状況です。

具体的に中蜂屋のどこなのかをお示しいただき、住宅を建築される前に下水道課の窓口でお尋ねいただきたいと思っております。

(下水道課)

「広報みのかも」を読んだの感想や特集として取り上げてほしい内容、身近な話題やうれしかったことや腹が立ったことなどを気軽にはがきやファックスまたは、電子メールでお寄せください。広報紙上では、匿名で掲載しますが、お便りには住所、氏名を必ずご記入ください。あなたの声をお待ちしています。

◇はがき 〒505-8606 美濃加茂市役所市民まちづくり推進室
広報コミュニティ係

◇FAX 0574-28-1290 (直通)

◇電子メール kouhou@city.minokamo.gifu.jp